

野鳥での高病原性鳥インフルエンザの 確認が続いています!!

10月8日に北海道、10月14日に宮城県、10月16日に新潟県で回収された野鳥から、遺伝子検査により高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が確認されました。

今シーズン国内ではすでに6例が確認されています。

鶏などの家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。(裏面参照)

今シーズン 野鳥の鳥インフルエンザ発生状況

	回収日・採取日	場所		検体の種類	種名	羽数	遺伝子検査結果判明日	血清型
		都道府県	市町村					
1例目	9/25	神奈川県	伊勢原市	死亡野鳥	ハヤブサ	1	9/29	H5N1高病原性
2例目	10/4	宮城県	栗原市	死亡野鳥	マガン	1	10/7	H5N1高病原性
3例目	10/11	福井県	南越前町	死亡野鳥	ハヤブサ	1	10/14	NA亜型検査中
4例目	10/8	北海道	野付郡別海町	野鳥糞便	ガンカモ類	-	10/17	NA亜型検査中
5例目	10/14	宮城県	栗原市	死亡野鳥	マガン	1	10/18	NA亜型検査中
6例目	10/16	新潟県	新潟市	衰弱野鳥	ハヤブサ	1	10/20	NA亜型検査中

▶家きん舎には様々な経路からウイルスが侵入します。今一度、点検・確認と補修をお願いします。

- 防鳥ネットなどによる野鳥の家きん舎への侵入防止
- 農場に入る車両の徹底消毒
- ネズミなどの小型野生動物の侵入防止
- 家きん舎に入る人や物品の徹底消毒



▶毎日、健康観察を行い、異状を発見した時は直ちに当所へご連絡ください。

京都府山城家畜保健衛生所 TEL:0774-52-2040(夜間・休日転送)

FAX:0774-52-2030

家畜伝染病予防法に基づく 飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を！

鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様へ

渡り鳥が飛来してくる中、鳥インフルエンザウイルスの家きんへの感染リスクが高まっています。

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。

特に、次の飼養衛生管理基準7項目の遵守状況を点検してください。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- ④ 鶏舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- ⑤ 鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目21)
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除(項目26)

自家用家きん飼養者の方々におかれても、家きんの衛生管理については養鶏農家を実施している水準と同レベルの管理をおこなうよう、農林水産省から強い指導が入っており、飼養衛生管理基準を遵守しない場合は家畜伝染病予防法違反に抵触する恐れがあります。

特に、現在放し飼いをされている方は、至急鶏舎に收容し、野生動物や野鳥と接触しないようにしてください。